公　告

諸　事　項

工場財団

盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に滝沢市高屋敷平11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年1月26日　　盛岡地方法務局

鉱業財団

宮城県登米市中田町上沼字北桜場86番地**和賀仙人鉱山株式会社**の一関市東山町野谷起5番地鉱業事務所についての鉱業財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年1月26日

盛岡地方法務局一関支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年1月26日　　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成27年第1号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年1月26日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成24年1月頃から同年2月24日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
中川裕演が、複数の貸金業者名（後記4⑴参照）を使用して、業として金銭を貸し付け、1日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が把握している貸金業者名等
ア　貸金業者名
イケダ、ニシダ
イ　犯行に使用した電話番号
080―8362―5721、080―3965―9870、080―3904―8876
ウ　元本、利息を受領した金融機関の口座名義人
ゆうちょ銀行　豊田渡士名義　記号番号17490―13363821
ゆうちょ銀行　荒木淳名義　記号番号17480―82732871
⑵　主な犯行態様
ア　集合住宅のポストにチラシを投函する、あるいは電話で融資を持ちかける。
イ　自宅へ現金を持参、借主が指定する預（貯）金口座へ振込により貸付が行われる（利息は天引き）。
ウ　返済方法は、被告人が指定する口座に振込入金するなどして回収する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金20万4,000円
6　支給申請期間　平成27年1月26日から同年3月25日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　福岡地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年7月18日
⑶　確定年月日　平成26年8月2日
⑷　被告人の氏名　中川　裕演
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、無登録で貸金業を営んだ貸金業法違反の犯罪行為及び前記3⑵の犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え、平成24年2月24日ころ、16回にわたり、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払として15名の借受人をして、被告人が管理する他人名義の銀行の口座2口座に現金合計20万4,000円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目5番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092（直通）

○　上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の3において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年1月26日　　近畿経済産業局長　関　総一郎

名　　称	株式会社連専
本店の所在地	和歌山市屋形町2丁目10番地
登録番号	近畿（包）第25号
営業廃止年月日	平成26年12月31日